

1 市施設及び市主催事業等の再開について

【再開について】

(市施設)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除に伴い、原則、6月15日から再開する。ただし、当面の間、施設の使用は「越谷市における施設使用及び事業実施の目安」を満たした場合のみとする。

(市主催事業等)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除に伴い、「越谷市における施設使用及び事業実施の目安」を満たす事業（イベント）については6月15日から順次実施する。

《越谷市における施設の使用及び事業実施の目安》

当面の間、市施設の使用及び事業の実施については、埼玉県による「外出自粛の要請」や「施設の使用停止等の要請」が緩和あるいは解除されていることに加え、原則、以下の(1)から(3)を満たす場合のみとする。

(1) 参加人数等

類 型	収容率	人数上限
屋 内	50%以内	100人
屋 外	十分な間隔 *できれば2m	200人

(注) 収容率と人数上限でどちらか少ない方を限度（両方の条件を満たす必要）

(2) 感染拡大防止策

①	三密対策	一定の数以上の入場制限、密集防止、社会的距離の確保
②	感染防止対策	発熱などの症状がある方の制限、手の触れる場所の消毒、マスクの着用
③	安全対策	入口等に消毒設備、体温計の設置、毎時の換気と消毒の徹底
④	その他	万が一感染者が確認されたときに備え、利用者（参加者）の特定、対面での食事や会話の制限

(3) その他

- ・ 上記に加え、「業種別ガイドライン」を参考とした対策の実施

※ 法令上の規定や市民の健康保持のため、実施する必要があるものについては対象外とするが、感染拡大防止策を十分に講じたうえで実施する。

【(第2波以降の) 臨時休館・休止等について】

(市施設)

(1) 施設で感染者が発生した場合

感染者が発生した施設については、2週間の臨時休館とする。

また、保健所の積極的疫学調査の結果、濃厚接触者が使用した施設についても同様の取り扱いとする。

(2) 埼玉県施設の使用停止等の再要請の対象施設となった場合

少なくとも要請が解除されるまでの間、臨時休館とする。

(市主催事業等)

埼玉県による「外出自粛の再要請」や「施設の使用停止等の再要請」があった場合は、都度判断する。